

令和7年度（2025年度）第4回 吹田市子ども・子育て支援審議会 会議要旨

開催日	令和8年2月3日（火）	開催時間	午前10時～午前11時30分
場 所	吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室		
出席者	赤尾委員、田辺委員、夏目委員、上野委員、大嶋委員、尾崎委員、梶原委員、姫野委員、福本委員、菊池委員、福田委員、大下委員、田邊委員		
事務局	<p>【児童部】</p> <p>道場部長、北澤理事、岡田次長</p> <p>子育て政策室： 松永参事、佐野主幹、西浦主査、井上主査</p> <p>保育幼稚園室： 湊崎室長、平野参事、須之内参事、安井参事、木戸主幹、尾嶋主査、三井主任</p> <p>すこやか親子室： 今井室長、柏原主幹、金子主査</p> <p>家庭児童相談室： 中谷室長、西村主幹、河合主査</p> <p>こども発達支援センター： 紙谷センター長、宮本主幹</p> <p>【地域教育部】</p> <p>堀次長</p> <p>青少年室： 国本室長、田中参事</p> <p>青少年クリエイティブセンター： 曾我館長</p> <p>放課後子ども育成室： 日比参事</p>		
傍聴者	1人		
案 件	<p>審議案件</p> <p>(1) 吹田市こども計画の変更について</p> <p>(2) こども誰でも通園制度の利用定員の設定について</p> <p>(3) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について</p> <p>報告案件</p> <p>(1) 令和7年度保育施設の整備及び令和8年度保育所等の利用申込状況について</p> <p>(2) 令和8年度留守家庭児童育成室の申請受付状況及び待機児童数の見込みについて</p> <p>(3) 令和8年度からの発達支援保育制度の再構築及び巡回相談の拡充内容について</p> <p>(4) 令和8年度から実施予定の5歳児健康診査について</p> <p>(5) 子供の習い事費用助成事業における助成対象拡大について</p> <p>(6) 児童育成支援拠点事業の実施について</p> <p>(7) 国の物価高騰対策にかかる補正予算の対応について</p> <p>(8) その他</p>		
事務局	[会議成立の確認、傍聴者の確認、資料の確認を行った。]		
会長	審議案件の(1)吹田市こども計画の変更について、事務局から説明をお願いします。		
事務局 (説明)			
A委員	資料1-1の提出意見と市の考え方は(案)とありますが、いつ公表予定ですか。		
事務局	この審議会でご確認いただきましたら、大阪府と協議し、3月頃に公表を予定しています。		
B委員	こども計画の一部変更案に対する提出意見について、No.17～21に吹一地区の話が出ており、吹一地区で保育所等に入れないという話がでていますが、吹一地区は、小学校区の児童数が少		

なくなっており、結果として空きがあり他地域の方が来られているのが現状と認識しています。実態と意見が乖離していると感じます。

事務局

吹一小学校区以外でも利用されている方は多いですが、そもそも入所要件が低いため入れないという方の意見ではないかと推察しています。市の考え方としては、吹一地区に限定したものでなく統一的な考え方に基づき、回答しています。

C委員

吹一地区の場合、吹一・吹六地区という連合自治会としての考え方があります。吹六地区の方の声が入っているのではないのでしょうか。

また、旭通商店街に新しい保育所を整備する計画を聞いており、立地条件は非常に良いが、交通整理をきちんとなしないと事故につながると思うので、対策を考えてほしいと思います。

事務局

商店街での保育所の整備については、地域の方からも交通の安全対策をしっかりと講じてほしいといった意見もいただいております、対策を検討する必要があると認識しています。

A委員

進行についての提案です。本資料は当日配付のため、十分に皆さんで検証したといえるのかという懸念があります。意見があった場合、審議会後に事務局にメールで伝えるといった対応は可能でしょうか。

D委員

幼稚園の園長会の意見を確認したい内容もあります。

事務局

それでは、2月9日（月）までに電話やメールで御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長

では、委員の皆さんで御意見があれば、2月9日（月）までに事務局までお願いします。審議案件（1）については、御意見を踏まえた上で、計画変更について、基本的には原案で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

次に審議案件の（2）こども誰でも通園制度の利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

B委員

一般型ということは、通常の運営とは別に部屋や職員配置を設定するということですか。

事務局

一般型は、通常の保育と別に保育室の面積や人員体制を設定して実施することになります。

C委員

市として、この提供人数で充足していると考えているのか、増やしていく必要があると考えているか教えてください。

事務局

乳児等通園支援事業については、量の見込みを昨年度立てており、現在の利用定員の設定では、1、2歳児は充足までいかずとも一定の量が確保できると見込んでいますが、0歳児については令和8年度当初からの確保ができない状況です。

ただ、本事業の厳密な利用ニーズの把握は、実際に事業を開始した後になることや、安全面をしっかりと整えての事業実施が必要であることを鑑み、令和8年度については、この利用定員でスタートしたいと考えています。

E委員

定員が千里山グレース幼稚園であれば1時間あたり16人、玉川学園幼稚園では11人となっていますが、各園においてその人数の子供を見ることが出来る人員が配置できるという理解で良いのでしょうか。

事務局

本事業では、職員体制や施設整備の準備が整った施設から申請をいただくものであることから、必要な人員配置を確認していただく必要があると認識しています。

E委員

資料2-3の5ページ、乳児等通園支援事業所への巡回支援について、新たに事業を実施する事業所に訪問する保育士について、会計年度任用職員に限定しているのはなぜですか。会計年度任用職員に専門性がないという訳ではありませんが、経験豊富な人員が望ましいと思います。こういった方を想定しているのでしょうか。

事務局

現有の体制で巡回支援を行うとしていることから、現行の体制である会計年度任用職員と示しています。市立保育所で勤務していた保育士を定年退職後などに会計年度任用職員として任用しており、保育経験については十分であると考えております。

E委員

子供アンケートでたくさんの意見を聴く試みは大変良かったと思います。しかし、楽しかったことや大人に気を付けてほしいことなどの声にしっかりと対応するには、経験を積んだ保育士が必要だと思いますが、どのように受け止めているのでしょうか。また、先行して実施している自治体では子供が慣れないで泣いてしまうといった声もあり、今後も体制を考えていく必要があると思いますが、どのように考えているのでしょうか。

事務局

実施予定の施設において、従来とは異なる保育を実施するための体制をお考えいただき、その内容を市からも確認させていただいているところです。この子供アンケートを共有して、利用者の声も受け止めながら制度の実施に向けて準備を進めていきたいと思っております。今後の体制確保については、0歳児の設定がないといったところについて、事業者とお話をさせていただき、まずは1、2歳児から段階的に事業を実施していく中で、市として事業の専門性を確認し、実施方法のノウハウがある程度積み上がった段階で、ニーズを踏まえながら、利用定員の拡充について検討していきたいと考えています。

会長

本件に関しても資料が当日配付ということから、委員の皆様にも目を通していただく時間が必要かと思っております。審議案件1と同様になるかと思っておりますが、事務局から説明をお願いします。

事務局

審議案件1と同様に、2月9日（月）までに御意見があれば事務局に提出してください。

会長

審議案件（2）については、御意見を踏まえた上で、基本的には原案で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

次に審議案件の（3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

審議案件（3）については、原案のとおり進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

次に、報告案件の（1）令和7年度保育施設の整備及び令和8年度保育等利用申込受付状況について、報告案件（2）令和8年度留守家庭児童育成室の申請受付状況及び待機児童数の見込みについて、報告案件（3）令和8年度からの発達支援保育制度の再構築及び巡回相談の拡充内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

事務局

令和8年度以降の保育施設の整備予定の進捗状況について、前回の会議でも話題になりました

たJR吹田駅立体駐車場跡地を活用しての私立保育所の整備計画については、商店街や地域への説明を重ね、今月から開催される市議会定例会に関連予算を提案する予定としております。  
事務局

吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画における公立の就学前教育・保育施設の複合化等の検討状況について、公立園については、多くが老朽化しており、長寿命化や複合化等の対策を講じていく必要があります。

公共施設の長寿命化等については、令和2年度策定の同計画の中で維持保全や建替等、個々の具体的な対応方針を示していますが、このたび、中間年の見直しを行っているところです。見直しの中で、園児数が減少している公立幼稚園4園については、5年間の短期取組期間中に集約について、検討する旨を記載しています。

同計画の見直しについても、令和7年12月から令和8年1月にかけて、パブリックコメントを実施しており、いただいた御意見は現在取りまとめ中ですが、こども計画の一部変更案に関するパブリックコメントでの御意見と同趣旨の御意見をいただいているところです。提出意見と市の考え方については、令和8年3月下旬に公表を予定しています。

A委員

資料4-2のNo.6の市の考え方に「事業者が本件に従わない場合」とありますが、「本件」とは何を指すのでしょうか。開発許可がおりず工事に着手できないということは、不利益処分となるように読めますが、そうすると、行政手続に関することなどが気になります。「本件」が何を指すのか分かりませんが、リーガルチェックを入れて、表現に誤解が生じないようにした方がよいと思います。

事務局

法制室等と協議を行いながら進めてきており、市の考え方をお示しする際にも確認しながら進めます。

E委員

留守家庭児童育成室の申請受付状況を見ると、引き続き高いニーズがあり、働く人の確保に苦勞しているのが実態だと思います。職員の処遇の改善や、専任の指導員を配置することがニーズに応えることになるとは思いますが、現在、どのような検討をされているのですか。

事務局

担い手の確保は厳しい状況となっており、処遇についても一つの要因と認識しています。常勤化も含めて働き方の検討や、他市の状況も踏まえながら職員の処遇を検討しております。

事務局

処遇改善に関して、市直営については、人事院勧告による処遇改善や地方自治法の改正に伴い、賞与の増額も行われています。ただ、地方公務員の給料は職務と責任に応じて決められており、また、国や他の自治体、民間の給与のほか、市の他の職等の給料との均衡を勘案して定めるものと認識しており、留守家庭児童育成室の指導員だけ突出した処遇とすることはできないと考えており、他市の状況等を踏まえる必要があります。また、委託事業者についても職員確保が難しい状況となっており、こちらについても現在、検討を進めている状況です。

E委員

人事院制度については知っていますが、他市状況も研究して、人が足りていない状況への対策を前向きに検討してほしいと思います。

次に、発達支援保育制度の再構築について、制度を変えることを否定はしませんが、対象を捕捉することが大事だと考えています。ニーズに対する受け皿の数が合っているのか、受け皿を広げていくのか、狭めていくのかについて、どのようにお考えですか。

事務局

各施設からの巡回相談の希望にしっかりと対応できるよう、体制を充実させていきたいと考えており、希望にお応えできる職員体制づくりを進めています。

E委員

早く認知することが子供や家族にとっても大切だと思っており、体制構築は重要なのでぜひ取り組んでほしいと思います。「充実」というのは、専門職の正規化を進めるということでしょうか。

事務局

現在、正規職員と会計年度任用職員が混在して事業を実施しています。巡回相談のために今

後拡充していく職員体制については、まず正規職員としての拡充を実施していく予定です。

会長

次に、報告案件の（４）令和８年度から実施予定の５歳児健康診査について、報告案件（５）子供の習い事費用助成事業における助成対象拡大について、報告案件（６）児童育成支援拠点事業の実施について、報告案件（７）国の物価高騰対策にかかる補正予算の対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

F委員

５歳児健診のここあぼについて、回答がなかった20%の方に対してこういった対応をしていますか。

事務局

現在、未回答の方への再通知等は実施しておりませんが、来年度はこういった方も健診の対象となるため、来年度以降は、未回答の方に対して何らかの対応をしていきたいと考えています。

G委員

児童育成支援拠点事業について、実施場所は既に決まっていますか。また、虐待相談件数1,963件に対して定員は20人ということですが、利用者をどのように選択するのでしょうか。ここあぼの回答が無かった方との連携はどうするのでしょうか。申請を受け付ける形式なのか、行政のプッシュ型のものになるのか、色々な連携があると思いますが、手法は決まっていますか。

事務局

場所は現時点で未定です。事業者の選定は、プロポーザル方式で行う予定で、選定された事業者の意見を尊重しつつ、家賃負担や市内全域を事業範囲とできる立地等を考慮し、決定する予定です。

次に事業の定員については、全ての相談対象が本事業の利用を必要とする児童ではないと考えており、国のガイドラインとのバランスも考慮して20人と設定しています。

児童育成支援拠点事業の開始にあたり、学校等の関係機関に直接訪問して事業の内容や連携に関する説明をし、関係機関で気になる点があればすぐにお声掛けいただける体制づくりを進めていきます。

ここあぼとの連携については、現時点ではプッシュ型とすることは考えていませんが、事業開始後の状況により必要に応じ検討します。

C委員

５歳児の健診や習い事費用助成事業の拡大について、他市はどうなっていますか。吹田市独自で実施しているのでしょうか。

児童育成支援拠点事業について、小学６年生から中学校になると繋がりが途切れてしまうと聞いています。そういった連携をどうしていくのでしょうか。また、夢つながり未来館との連携はどう考えているのでしょうか。

児童育成支援拠点の定員は20人とありますが、吹田市は広いので、もう少し予算があるのであれば、せめて3か所、北部、中部、南部に各1か所ずつ、計3か所設置していただけるとありがたいです。

上記の質問については、本日は時間の都合上、後ほどメールで回答してください。

また、今後は資料を分かりやすく作ってほしいと思います。例えば、認定こども園の所在地を口頭で説明されていましたが、資料に記載があれば会議時間の短縮になります。また、例えば、留守家庭児童育成室の入室児童数等については、全体の児童数も記載があると分かりやすいと思います。

事務局

事務局で回答をとりまとめて、全委員に共有いたします。

事務局（後日回答）

（５歳児健康診査について）

令和５年度に国から５歳児健診の実施に関する通知が発出され、各市町村では実施について検討・準備を進めているところです。

令和7年11月時点の、大阪府内42市町村（吹田市除く）の実施状況は、以下のとおりです。

①実施済み 13市町村

（枚方市、豊能町、能勢町、守口市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村）

②実施予定・検討中 29市町

（子供の習い事に関する費用助成事業について）

子供の習い事に関する費用助成は、国から補助を受けて実施する事業ではなく、市の独自事業として実施している事業です。大阪府内では大阪市や泉佐野市が同種の事業を実施しておりますが、全国でも実施している自治体は少ないのが現状です。

（児童育成支援拠点について）

児童育成支援拠点事業の連携について、本事業の対象年齢は18歳未満で、主として小中学生の利用が中心となり、中学校への進学後も利用が可能です。高校生世代に関しては、利用希望者の状況に応じ、他機関へのつなぎや利用を含め18歳到達以後を見据えた支援に取り組んでまいります。利用者に関する連携は、要保護児童対策地域協議会を活用する等、関係機関と密接に連携し支援してまいります。「夢つながり未来館」は誰でも利用できる施設として、必要に応じ本事業の利用者へ同施設を紹介する他、同施設に設置されている子ども・若者総合相談センター「ぷらっとる一む吹田」についても、必要に応じ本事業の利用者へ紹介したり、関係機関同士で密接に連携し、支援に取り組んでまいります。

設置箇所数については、事業開始後、利用状況等を踏まえ、複数箇所設置の必要性を検討してまいります。

（資料作成について）

分かりやすい資料作成について、「資料5 令和8年度留守家庭児童育成室の申請受付状況」については毎年度資料作成時点では、次年度の小学校の児童数が確定していないため、直近の児童数を記載する等の方法を検討します。「資料3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」については、次回以降様式を検討します。今後、ご意見をもとに各室課において、より分かりやすい資料の作成に努めます。

H委員

5歳児健診について、資料に記載されているおひさま相談は、ここあぼ経由ではなく、悩んでいる親の駆け込み寺という意味合いがある一方で、相談の予約が取りにくいと認識していません。今後、相談が増えていくと思いますが、どういう課題感を持っていますか。

事務局

ここあぼの結果案内を市民に送付する期日が決まっていることから、その時期におひさま相談の予約枠を増やして予約をとりやすくしたいと考えています。

E委員

5歳児健診について、個別健診になると思いますが、医師を保護者が選ぶと、医師によって専門性が異なり、医師に大丈夫と言われた結果、発見が遅れるケースもあるのではないかと考えています。吹田市として、しっかりと発達を見てくれる医療機関を決めてはどうでしょうか。

事務局

医療機関で診察のばらつきがないよう、医師会と協議してマニュアルの作成を進めています。また、3月、7月頃に研修会を複数回実施し、しっかりと標準的に診察してもらえる準備を進めてまいります。

E委員

吹田市では平成13年度に集団健診から個別健診に重点を移したと認識しています。社会で発達が問題になっている中にある場合は、再び集団健診を強めてほしいと思います。

会長

次に、報告案件の（8）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（岸部中（北）住宅跡地認定こども園の開園延期について資料11を説明）

事務局

こども家庭庁から令和8年度以降における保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援の枠組について示されておりますので、報告します。

来年度から、待機児童対策、人口減少対策、地域の課題に応じた対策について実施計画や整備計画を策定し、国の採択を受けて、施設整備交付金等、各種財政支援を受けることになるものです。

本市が策定する実施計画・整備計画の採択に当たっては、将来にわたる保育需要の把握が十分であるか、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているかなどを確認する観点で、本審議会に諮ることとなります。令和8年度以降の本市における待機児童や保育ニーズ等の動向を見込んだうえで、次回の審議会において審議案件として提案させていただく予定としております。

会長

最後に次回の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の審議会の開催は、令和8年5月15日金曜日の午後2時から3時30分を予定しています。概ね1か月前に開催の連絡をさせていただきます。

会長

本日の審議会は、これで終了します。